

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

確認検査業務手数料規程

平成 27 年 6 月 1 日改定

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(以下「住宅センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認審査手数料)

第2条 建築物に関する確認審査手数料は、申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。(急行コースは、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第93条第1項による消防長等の同意(以下「消防同意」という。)を必要とする建築物又は法第68条の11第1項の型式部材等の製造者としての認証(以下「型式認証」という。)を受けていない建築物を除く。)

- (1) 構造計算の審査を要しない場合 次の表1に掲げる額
- (2) 型式認証を受けている建築物の場合 次の表2に掲げる額
- (3) 構造計算の審査を要する場合 次の表3に掲げる額
- (4) 法第6条の3第1項ただし書の規定に基づく審査を要する場合 次の表4に掲げる額

表1

床面積の合計	コース	手数料(円)
①30㎡以内のもの	通常	9,000
	急行	13,000
②30㎡を超え、100㎡以内のもの	通常	16,000
	急行	23,000
③100㎡を超え、200㎡以内のもの	通常	25,000
	急行	36,000
④200㎡を超え、500㎡以内のもの	通常	34,000
	急行	49,000
⑤500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		61,000
⑥1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		86,000

表2

床面積の合計	コース	手数料(円)
①30㎡以内のもの	通常	7,000
	急行	9,000
②30㎡を超え、100㎡以内のもの	通常	12,000
	急行	16,000
③100㎡を超え、200㎡以内のもの	通常	18,000
	急行	25,000
④200㎡を超え、500㎡以内のもの	通常	24,000
	急行	34,000
⑤500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		43,000
⑥1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		62,000

表3

床面積の合計	手数料(円)
①30㎡以内のもの	12,000
②30㎡を超え、100㎡以内のもの	21,000
③100㎡を超え、200㎡以内のもの	32,000
④200㎡を超え、500㎡以内のもの	44,000
⑤500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	78,000
⑥1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	110,000

表 4

床面積の合計	手数料 (円)
① 1,000 m ² 以内のもの	137,000
② 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	184,000

- 2 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は、第1項を適用し、当該計画の変更に係る部分の面積及び床面積により算出する。
- 3 前項による当該計画の変更に係る直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項により算出された額に、第1項第1号又は第2号の場合は表5を第1項第3号又は第4号の場合は表6に掲げる額をそれぞれ加算する。

表 5

床面積の合計	加算額 (円)
①30 m ² 以内のもの	5,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	5,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	10,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	15,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	20,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	20,000

表 6

床面積の合計	加算額 (円)
①30 m ² 以内のもの	10,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	10,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	15,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	20,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	30,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	30,000

- 4 第1項及び第3項の表の床面積の算定に当たっては、鹿児島県建築基準法施行細則第4条の規定を適用する。

(工作物に関する確認申請手数料)

第3条 工作物に関する確認審査手数料は、申請1件につき、14,000円とする。

- 2 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は、7,000円とする。
- 3 前項による当該計画の変更に係る直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に5,000円を加算する。

(建築設備に関する確認申請手数料)

第4条 建築設備に関する確認申請手数料の額は、申請1件につき、16,000円とする。

- 2 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合は、9,000円とする。
- 3 前項による当該計画の変更に係る直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に5,000円を加算する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第5条 建築物に関する中間検査手数料は、申請1件につき、次の表7に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定められた額とする。

表 7

床面積の合計	手数料 (円)
①30 m ² 以内のもの	18,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	22,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	39,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	68,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	92,000

- 2 前項において、直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の表7により算出された額に、表8に掲げる額を加算する。

表 8

床面積の合計	加算額 (円)
①30 m ² 以内のもの	10,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	10,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	15,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	20,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	30,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	30,000

(建築物に関する完了検査手数料)

第6条 建築物に関する完了検査手数料は、申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築物で構造計算を要しない場合 (型式部材等の製造者認証を受けた建築物を含む)

次の表9に掲げる額

(2) 建築物で構造計算の審査を要する場合 次の表10に掲げる額

表 9

床面積の合計	手数料 (円)
①30 m ² 以内のもの	18,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	22,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	29,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	40,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	65,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	90,000

表 10

床面積の合計	手数料 (円)	
	中間検査有	中間検査無
①30 m ² 以内のもの	18,000	20,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	22,000	24,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	29,000	32,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	40,000	44,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	65,000	72,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	90,000	100,000

2 前項第1号において、直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の表9により算出された額に、表11に掲げる額をそれぞれ加算する。

表 11

床面積の合計	加算額 (円)
①30 m ² 以内のもの	5,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	5,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	10,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	15,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	20,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	20,000

3 前項第2号において、中間検査が必要な建築物で、直前の中間検査を住宅センター以外の者から受けている場合又は直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の表10により算出された額に、表12に掲げる額を加算する。

表 12

床面積の合計	手数料 (円)
①30 m ² 以内のもの	10,000
②30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	10,000
③100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	15,000
④200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	20,000
⑤500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	30,000
⑥1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	30,000

- 4 住宅性能評価を住宅センターで受けている場合は、第1項の表9又は表10により算出された額から、次の表13に掲げる額を減額する。

表13

床面積の合計	住宅性能評価の内容	減額(円)
①30㎡以内のもの	設計性能評価のみ	3,000
	設計・建設性能評価	7,000
②30㎡を超え、100㎡以内のもの	設計性能評価のみ	5,000
	設計・建設性能評価	9,000
③100㎡を超え、200㎡以内のもの	設計性能評価のみ	8,000
	設計・建設性能評価	12,000
④200㎡を超え、500㎡以内のもの	設計性能評価のみ	10,000
	設計・建設性能評価	16,000
⑤500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	設計性能評価のみ	18,000
	設計・建設性能評価	26,000
⑥1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	設計性能評価のみ	23,000
	設計・建設性能評価	28,000

- 5 前4項の表の床面積の算定に当たっては、鹿児島県建築基準法施行細則第4条の規定を適用する。

(工作物に関する完了検査手数料)

第7条 工作物に関する完了検査手数料は、申請1件につき、16,000円とする。

- 2 直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に5,000円を加算する。

(建築設備に関する完了検査手数料)

第8条 建築設備に関する完了検査手数料の額は、申請1件につき、23,000円とする。

- 2 直前の確認を住宅センター以外の者から受けている場合は、前項の額に5,000円を加算する。

(中間・完了検査手数料の旅費等の加算)

第9条 第5条の中間検査又は前3条の完了検査の実施区域が薩摩川内市甕島地区・三島村・十島村・熊毛地区・大島地区であるときは、第5条の中間検査又は前3条の完了検査の手数料に次の各号に掲げる実費相当額を加算する。

ただし、加算は検査1回当たりとし、同時検査の場合は、重複加算しないものとする。

- (1) 船舶、飛行機料金及びバス、レンタカー料金など現場までの交通費
- (2) 宿泊を要する場合は、宿泊費として一泊当たり10,800円

(台帳記載証明書の発行手数料)

第10条 確認済証又は検査済証の台帳記載証明書の発行手数料は、1件につき400円とする。

(手数料の減免)

第11条

第2条から前条までの規定については、住宅センター理事長が特に必要と認める場合は、手数料を減額し、または免除するものとする。

(手数料の支払方法)

第12条 確認審査又は完了検査を申込みした建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)は、第1条から第6条までに定める手数料を住宅センター確認検査業務約款第4条に定める納入期日までに、納入するものとする。また、住宅センターが第7条による加算額を請求した場合は、建築主等はその額を検査済証発行までに追加で納入するものとする。

- 2 前項の手数料納入が次の指定銀行口座への振り込みによるときは、振り込みに要する費用は建築主等の負担とする。

- (1) 指定銀行及び支店名 鹿児島銀行県庁支店
- (2) 口座名及び口座番号 普通預金 3612
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

附則

(施行期日)

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成12年10月3日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。